

修繕費用負担区分表(別紙)

2025/10/28 編集使用開始

場 所	修 繕 箇 所	区 分		備 考
		市	入居者	
天井	塗装		○	
	天井板の修繕	○		
	モルタル、コンクリートの剥離	○		
内 壁	塗装		○	
	壁紙(クロス)張り替え、清掃		○	
	モルタル、コンクリートの剥離	○		
	化粧板等の修繕	○		
	押入壁、中棚等の修繕	○		
床	ニス塗り等		○	
	床板等の修繕	○		
	タイル、Pタイル等の修繕	○		
床	長尺シートの修繕	○		
	根太、大引の修繕	○		
畳	畳表替え		○	
	畳台の修繕	○		
	畳下板、床組の修繕	○		
	カビ、ダニ等の駆除		○	
玄 関 ド ア	扉本体、枠の修繕	○		ドアのパッキン（ゴム）は自己負担
	扉本体、枠の塗装		○	開閉不良等による修理後の部分塗装は市
	鍵、取手の修繕		○	
	ドアクローザー、丁番等の修繕、調整		○	
	玄関ドア郵便受けの修繕		○	郵便受け撤去による封鎖は市負担
	ドアスコープの修繕		○	
	ドアチェーンの修繕		○	

金属製建具	金属製建具（アルミサッシ等）本体、枠の修繕	○		
	鍵、取手の修繕		○	
	丁番、クレセント等の付属金物の修繕		○	
	ガラリ戸の修繕	○		
	戸車の修繕		○	
	破損ガラス取替え		○	
木製建具	木製建具（洋室、トイレ等のドア）本体、枠の修繕	○		
	襖、障子等の張替え		○	
	襖、障子等の骨組みの修繕	○		
	鴨居、敷居の修繕	○		
	レール、戸車等の修繕		○	
木製建具	引手の修繕		○	
	丁番、その他付属金物の修繕		○	
	破損ガラス取替え		○	
台所	流し台の天板修繕	○		
	流し台内部及び底板の張替え	○		
	流し台の扉等の表面板の張替え		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	流し台の排水トラップ漏水	○		
	流し台の水栓修繕及びパッキンの取り替え		○	
	排水口目皿、トラップわんの修繕	○		
	水切り棚の修繕		○	
	レンジフードの修繕	○		日常の清掃は入居者にて実施
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
洗面	洗面器本体破損		○	
	洗面台の扉等化粧板の張替え		○	
	洗面台の取手、丁番等付属物の修繕		○	
	洗面器排水トラップの漏水	○		

面 器	洗面器の水栓修繕及びパッキンの取り替え		○	
	洗面器ゴム栓の取り替え		○	
	洗面台固定金物の修繕	○		
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
棚 等	押入れの棚板、底板の修繕	○		
	棚本体、棚板の修繕	○		
	靴箱本体、棚板の修繕	○		
	傘掛け等付属物の修繕		○	
ト イ レ	便器本体の破損		○	
	便座・ペーパーホルダーの修繕		○	
	ロータンク本体の破損		○	
	ロータンクボールタップの修繕	○		
	ロータンクラバーボール修繕		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
浴 室	シャワーセットの修繕		○	
	シャワー混合水栓修繕及びパッキン取り替え		○	
	化粧棚及び鏡破損		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	排水口目皿、わんトラップの修繕	○		
	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
ガ ス	湯沸器のリモコン等不良		○	
	ガスコック取替え		○	
	ガスホース取替え		○	
	ガス管漏れ	○		
	ガス管切り回し（浴室内設置湯沸器の屋外移動に伴うもの）	○		
洗 濯 場	洗濯用水栓修繕及びパッキンの取り替え		○	
	洗濯機置き及び洗濯機置きのトラップの修繕	○		
	給水管、排水管漏水	○		

	排水管つまり清掃		○	共益費対応による負担
ベ ラ ン ダ	物干し金具の修繕		○	
	ベランダ格子等の修繕	○		
	ベランダ隔壁、避難用ハッチの修繕	○		
	雨水樋等のつまり清掃		○	共益費対応による負担
電 気	電灯スイッチ、コンセント、チャイム、インターホンの修繕		○	
	ブレーカー等の修繕	○		
	屋内配線の修繕	○		
	電灯器具の修繕	○		浴室・トイレ照明等市設置の電灯器具のみ
	換気扇の修繕	○		
	テレビアンテナ接続端子の修繕		○	ユニットは市負担
	電話接続端子の修繕		○	
	害虫駆除（白蟻を除く）		○	白蟻駆除は市負担
そ の 他	建物外壁、屋上、廊下、階段の修繕	○		
	屋外、廊下等外灯の修繕(球は除く)	○		
	屋外、廊下等外灯の球取替え		○	共益費対応による負担
	集合ポストの修繕		○	
	クーラースリーブキャップの取替え		○	
	消火器取替え	○		
	エレベータの修繕	○		
那覇市営住宅条例第 21 条第 2 項により、入居者の責によるものは市負担区分であっても入居者負担となりますのでご注意ください。				